

ご寄附及び会費のご協力をいただいた個人のみなさまへ

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会

本庄市社会福祉協議会は税額控除対象法人の証明を受けています

本庄市社会福祉協議会への寄附金及び会費は、所得税及び個人住民税の寄附金控除を受けることができ、所得税については、所得控除と税額控除のどちらかを選択することができます。

その際の寄附金控除に関する算式や控除を受けるための手続きについては、下記のとおりです。

なお、個人住民税については、従来どおり翌年度の個人住民税から控除されます。

記

■所得税（所得控除または税額控除の選択ができます）

ア 所得控除の場合

所得からの控除額＝寄附金額(年間所得の40%が限度)－2,000円

*所得控除を希望する場合は、本庄市社会福祉協議会発行の領収証を添え、確定申告が必要です。

イ 税額控除の場合

所得税額からの控除額（所得税額の25%が限度）＝（寄附金額－2,000円）×40%

*税額控除を希望する場合は、本庄市社会福祉協議会発行の領収証に加え、本庄市長から受けた『税額控除に係る証明書』（写）を添え、確定申告が必要です。

所得控除と税額控除どちらが有利かは、寄附金の額と課税所得の関係によって決まります。

■個人住民税(寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます)

住民税からの控除額＝{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)－2,000円}×10/100

～お問い合わせ先～

社会福祉法人本庄市社会福祉協議会 tel0495-24-2755

ホームページに『税額控除に係る証明書』（写）も掲載しております